官

1

を「ロシア、カー ボヴェルデ」 に改め、、メキシ

ペルー、メキシコ」

一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部第一号、第十六条の二第一項及び第十六条の三第第五条の二第一項、第六条第二項、第七条第一項 〇農林水産省令第五十七号 を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

平成二十年九月四日

農林水産大臣

グロ、ラトビア、リトアニア」を加え「旧ソビエ ア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネ の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニ ガリア」の下に「、 ベラルーシ」を゛ポーランド」 に「、トルクメニスタン、ハンガリー」を、 ブル ビア、タジキスタン、チェコ」を「ドイツ」の下 イン」の下に「、スロバキア、スロベニア、セル を、スイス」の下に、、スウェーデン」を、スペ の下に「、カザフスタン」を「ギリシャ」の下に ア」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を、 コ」に改め、アイルランド」の下に「、アゼルバ パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トル 大韓民国、トルコ、パキスタン」を「大韓民国、 の項地域の欄中「イスラエル、イラク、イラン、 くごぼう、てんさい、にんじん」に改め、同表っ に「、シンビジウムモザイクウイルス」を加える。 イルス」を′′ ゲオトリカム・カンディダム」の下 の下に「、オドントグロッサムリングスポットウ を加え、同条第二号中 アルマテラ・リトセアエ」 の下に「、パイナップルクロマルカイガラムシ」 キイロハナアザミウマ」を、「ノコギリヒラタムシ」 イジャン、アルバニア、アルメニア」を1 イタリ 七十三号)の一部を次のように改正する。 「、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ」 「同じ。)」の下に「、エストニア」を、オランダ」 アオ」の下に「、オンシツマルカイガラムシ」を、 「、アナナスシロカイガラムシ」を゛オナガミズ ・カメノコハムシ」の下に「、 カンザワハダニ、 別表一の一の項植物の欄中「てんさい」を「き 第五条の二第一号中「アズキゾウムシ」の下に 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 官

スロバキア、タジキスタン、チェコ」を「ドイツ」の下に「、カザフスタン、キルギス、グルジア、

を、英国」の下に「、エストニア」を、オランダ」

の下に「、トルクメニスタン」を「フランス」の

「、モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、旧 下に「、ベラルーシ」を「ポーランド」の下に

ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン」を、

に改め、同表七の項地域の欄中「トルコ」の下に ソビエト連邦、旧チェコスロバキア」を「ロシア」

アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、

「ギリシャ」の下に「、キルギス、グルジア、ク

を「ベルギー」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴ スタン」を、ブルガリア」の下に、ベラルーシ」 ロベニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニ ロアチア、コソボ」を「スペイン」の下に「、ス

表六の項地域の欄中「アフリカ州、北アメリカ州

(カナダを除き、西インド諸島を含む。)、南アメ

ビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モル

バ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア」を

下に「、イスラエル」を加え、同表九の項地域の 欄中「イスラエル、」を削り、中華人民共和国」の

ルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アル を除く。)、旧ソビエト連邦」を「トルコ、欧州(ア を削り、ヨーロッパ州 (アルバニア及びギリシャ 米」に改め、同表八の項地域の欄中「、トルコ」 南アメリカ州」を「北米 (カナダを除く。)、中南 リカ州 (カナダを除き、西インド諸島を含む。)、 中南米」に改め、同表七の項地域の欄中「北アメ リカ州」を「アフリカ、北米(カナダを除く。)、

「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、北アメリカ州

(西インド諸島を除く。)」を「欧州 (キプロスを

を「メキシコ」に改め、同表十四の項地域の欄中 ルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル、ベネズエラ」 ベネズエラ」を加え、ニカラグア、メキシコ、ア

ジェリア、チュニジア」に改め、同表九の項地域

欄中「カナダ」の下に「、ガイアナ」を゛プエル

シア」に改め、、メキシコ」を削り、ベネズエラ」 加え、旧ソビエト連邦、旧ユーゴスラビア」を、ロ

の下に「、メキシコ」を加え、同表八の項地域の

を加え、同表四の項地域の欄中「インド」の下に

この表において同じ。)、台湾」を「台湾、中華人 民共和国 (香港を除く。以下この表において同 地域の欄中「中華人民共和国 (香港を除く。 以下 ドル、カナダ」を「カナダ、エクアドル、エルサ を 、ベルギー」の下に、ポーランド」を加え、ザ タリア」の下に「、ウクライナ、ウズベキスタン」 じ。)、アゼルバイジャン、アルメニア」に改め、 イ モア」を「サモア、トンガ」に改め、同表六の項 ル、ベネズエラ、ペルー」を削り、トンガ、西サ エラ」を、「ベリーズ」の下に「、ペルー」を加え、 を、プエルトリコ」の下に「、ブラジル、ベネズ ルバドル」に改め、コスタリカ」の下に「、コロ ン」を削り、マレーシア」の下に、、オマーン」 め、、メキシコ」を削り、ボリビア」の下に、メ モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア」に改 タン」を加え、旧ソビエト連邦」を、ベラルーシ、 ルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニス ア」を「オランダ」の下に「、カザフスタン、キ ウズベキスタン」を「英国」の下に「、エストニ ンビア」を、「ジャマイカ」の下に「、スリナム」 イール」を「コンゴ民主共和国」に、エルサルバ キシコ」を加え、同表五の項地域の欄中、 オマー 「、 アゼルバイジャン、 アルメニア、ウクライナ、 エクアドル、コロンビア、スリナム、ブラジ

共和国、シリア」に改める。 の欄中「シリア、中華人民共和国」を「中華人民 国、イラン、シリア」に改め、同表十二の項地域 ン、シリア、中華人民共和国」を「中華人民共和

| トリコ」の下に「、ペルー」を加え、、、ガイアナ、 | ペルー」を削り、同表十一の項地域の欄中「イラ ル」の下に「、マケドニア旧ユーゴスラビア共和 ベニア、セルビア、チェコ」を「ベルギー」の下 ボ」を「スペイン」の下に「、スロバキア、スロ の欄中「ギリシャ」の下に「、クロアチア、コソ ア、旧ユーゴスラビア」を削り、同表十の項地域 に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を「ポルトガ モンテネグロ」を加え、、旧チェコスロバキ

「フィリピン」の下に「、ブータン」を加え、同項地域の欄中「同じ。)」の下に「、ネパール」を、 り゛ボリビア」の下に「、メキシコ」を加え、同 タン、ミャンマー、アフガニスタン」に、「イン ニスタン」を「インド、中華人民共和国、パキス 中「タンザニア」の下に「、モーリシャス、レユンス領ボリネシア」に改め、同表四の項地域の欄 表三の項地域の欄中「仏領ポリネシア」を「フラ 国及びプエルトリコを除く。)」を削り、同表二の ダ諸島、西インド諸島 (キューバ、ドミニカ共和 グアイ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バミュー エラ、ペルー、ボリビア」を加え、、アルゼンチ ナマ」の下に「、パラグアイ、ブラジル、ベネズ ミニカ共和国及びプエルトリコを除く。)」を、「パ ラグア」の下に「、西インド諸島 (キューバ、ド 「コスタリカ」の下に「、コロンビア」を「ニカ アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル」に改め、 共和国」を加え、旧ユーゴスラビア、アフリカ州」 の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ」を「ポル の下に「、スロベニア、セルビア」を「ベルギー」 の下に「、クロアチア、コソボ」を「スペイン」 を「欧州、アフリカ」に改め、、メキシコ」を削 パキスタン、ミャンマー」を「シリア、トルコ」 ド、キプロス、シリア、中華人民共和国、トルコ、 ニオン」を加え、同表五の項地域の欄中「アフガ ン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、パラ を「モンテネグロ、アフリカ、バミューダ諸島、 トガル」の下に「、マケドニア旧ユーゴスラビア り、オランダ」の下に、、キプロス」を、ギリシャ」 に、ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、アフリカ州」 別表二の一の項地域の欄中「、キプロス」を削 の項地域の欄中「キプロス」を「パキスタン」に グア、パナマ、ベリーズ」を「ボリビア」の下に スタン」を「フランス」の下に「、ベラルーシ」 ジキスタン」を「ドイツ」の下に「、トルクメニ ルバイジャン、アルメニア」を「イタリア」の下 ラエル」に改め、アイルランド」の下に「、アゼ の欄中「イスラエル、インド」を「インド、イス 十二の項地域の欄中「アラブ首長国連邦」を「ミヤ を削り、「チリ」の下に「、パナマ」を加え、同表 トビア、リトアニア、ロシア」に改め、「、パナマ」 シ」を加え、旧ソビエト連邦」を「モルドバ、ラ クメニスタン」を、フランス」の下に、ベラルー タン、チェコ」に改め、ドイツ」の下に「、トル グルジア」を加え、チェコ共和国」を「タジキス ライナ、ウズベキスタン」を「英国」の下に、エ 改め、アイルランド」の下に「、アゼルバイジャ 「、ホンジュラス、メキシコ」を加え、同表十一 ルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラ を「北米」に改め、アルゼンチン」の下に「、エ ア」に、北アメリカ州 (西インド諸島を除く。)」 リトアニア」を加え、旧ソビエト連邦」を「ロシ を「ポーランド」の下に「、モルドバ、ラトビア、 ルギス、グルジア」を、スペイン」の下に「、タ の下に「、エストニア」を、オランダ」の下に ンマー、アラブ首長国連邦」に改め、「、ミャン ストニア」を、オランダ」の下に、カザフスタ ン、アルメニア」を、イタリア」の下に、、ウク 「、カザフスタン」を「ギリシャ」の下に「、キ に「、ウクライナ、ウズベキスタン」を「英国」 ン、キプロス」を「ギリシャ」の下に「キルギス、

マー」を削り、「ヨーロッパ州(オランダを除く。)、 中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に に「、パキスタン」を加え、アフリカ州」を「イ び「、サウジアラビア」を削り、ネパール」の下 ゴスラビア」を「ルーマニア、ルクセンブルク」 ブルク、ルーマニア、旧チェコスロバキア、旧ユー バ」の下に「、モンテネグロ」を加え、ルクセン ランド」の下に「、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 チア、コソボ」を「スペイン」の下に「、スロバ ジュラス、メキシコ」に改め、同表十六の項地域 表第四十七中「メキシコ合衆国」を「メキシコ」 タリア共和国」を「イタリア」に改め、同表の付 を「ベルギー」に改め、同表の付表第四十五中、イ に改め、同表の付表第四十二中「ベルギー王国」 改め、同表の付表第四十中「タイ王国」を「タイ」 共和国」を「チリ」に改め、同表の付表第三十九 ロンビア」に改め、同表の付表第三十八中「チリ 表の付表第三十五中「コロンビア共和国」を「コ 中「フランス共和国」を「フランス」に改め、同 イ王国」を「タイ」に改め、同表の付表第三十一 表第十二及び第十五中「フィリピン共和国」を を「オーストラリア」に改め、同表の付表第八中 に改め、同表の付表第七中、オーストラリア連邦」 第五中「スワジランド王国」を「スワジランド」 ランダ王国」を「オランダ」に改め、同表の付表 え、同表の付表第二中「オーストラリア連邦」を 項植物の欄中「バルサモシトラス・ダウイ」の下 エメン、サウジアラビア、アフリカ」に改め、同 に改め、同表十七の項地域の欄中「イエメン、」及 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を、モルド キア、スロベニア、セルビア、チェコ」を、"ポー の欄中「、キプロス」を削り、オランダ」の下に スタリカ、ニカラグア、パナマ、 除く。)、北米、エルサルバドル、グアテマラ、コ 「フィリピン」に改め、同表の付表第十七中「タ 「スペイン国」を「スペイン」に改め、同表の付 「オーストラリア」に改め、同表の付表第三中 に「、ミクロシトラス・アウストララシカ」を加 「、キプロス」を「ギリシャ」の下に「、クロア ベリーズ、ホン オ

旧ソビエト連邦」を「欧州(オランダ及びキプロ に改める。 別表三の五の項植物の欄及び同表六の項植物の

クロシトラス・アウストララシカ」 欄中「バルサモシトラス・ダウイ」の下に「、ミ ウストララシカ」を加える。 別表六の五の項植物の欄及び同表六の項植物の を加える。

欄中「 ベルノキ」の下に「、 ミクロシトラス・ア

グア」を、プエルトリコ」の下に「、ブラジル、

ル」に改め、ドミニカ共和国」の下に「、 ニカラ

ナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバド スを除く。)」に、エルサルバドル、カナダ」を、カ

月十一日から施行する る。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九 この省令は、平成二十年九月十一日から施行す